

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用） 平成 2 7 年 3 月 1 8 日制定 （中略） 2 0 2 4 年 3 月 2 9 日改正 <u>2 0 2 5 年 3 月 2 8 日改正</u> （目 次） 1. 業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型 2. 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用） （1）約款本文 第 1 章 委託業務の実施（第 1 条－第 9 条） 第 2 章 変更手続（第 1 0 条－第 1 1 条） 第 3 章 概算払・確定（第 1 2 条－第 1 9 条） 第 4 章 取得財産の管理等（第 2 0 条－第 2 2 条） 第 5 章 成果の取扱・知的財産権 第 1 節 定義（第 2 3 条） 第 2 節 成果の取扱（第 2 4 条－第 2 7 条） 第 3 節 知的財産権（第 2 8 条－第 3 4 条） 第 6 章 雑則（第 3 5 条－第 5 4 条） 特記事項 附則 （2）様式 （3）<u>別紙</u> （4）<u>業務委託費積算基準（大学用）</u> 業務委託費積算基準（国立研究開発法人等用）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用） 平成 2 7 年 3 月 1 8 日制定 （中略） 2 0 2 4 年 3 月 2 9 日改正 （目 次） 1. 業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型 2. 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用） （1）約款本文 第 1 章 委託業務の実施（第 1 条－第 9 条） 第 2 章 変更手続（第 1 0 条－第 1 1 条） 第 3 章 概算払・確定（第 1 2 条－第 1 9 条） 第 4 章 取得財産の管理等（第 2 0 条－第 2 2 条） 第 5 章 成果の取扱・知的財産権 第 1 節 定義（第 2 3 条） 第 2 節 成果の取扱（第 2 4 条－第 2 7 条） 第 3 節 知的財産権（第 2 8 条－第 3 4 条） 第 6 章 雑則（第 3 6 条－第 5 4 条） 特記事項 附則 （2）様式 （3）<u>業務委託契約約款別表（大学・国立研究開発法人等用）</u> （4）<u>業務委託費積算基準（大学用）</u> 業務委託費積算基準（国立研究開発法人等用）

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
1. 業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型（略） 2. 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用） （1）約款本文 第1条（略） （再委託等） 第2条 第1項～第3項（略） 4 乙は、乙が第1項に基づき国立機関等及び私立大学以外のものに再委託するときは、再委託先が委託業務を実施するために購入又は製造した取得財産のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産（以下、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産を「登録資産」という。）の所有権は、再委託先が検収又は竣工の検査をした時をもって、原則、乙に帰属するものとし、帰属に関する事項及び事業終了後の資産の取り扱い等を再委託契約書に定めるものとする。 第5項～第6項（略） 第3条～第10条（略） （実施計画書等の変更） 第11条 第1項～第2項（略） 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、<u>遅滞なく</u>承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。 第4項～第7項（略）	1. 業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型（略） 2. 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用） （1）約款本文 第1条（略） （再委託等） 第2条 第1項～第3項（略） 4 乙は、乙が第1項に基づき国立機関等及び私立大学以外のものに再委託するときは、再委託先が委託業務を実施するために購入又は製造した取得財産（<u>建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。</u>）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産（以下、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産を「登録資産」という。）の所有権は、再委託先が検収又は竣工の検査をした時をもって、原則、乙に帰属するものとし、帰属に関する事項及び事業終了後の資産の取り扱い等を再委託契約書に定めるものとする。 第5項～第6項（略） 第3条～第10条（略） （実施計画書等の変更） 第11条 第1項～第2項（略） 3 甲は、第1項の規定により乙から申請があった場合は、<u>受理した日から10日以内に</u>承認又は不承認の通知を乙に行うものとする。 第4項～第7項（略）

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
第12条 ～ 第13条 （略） （検査及び報告の徴収） 第14条 第1項 ～ 第6項 （略） 7 乙は、前項の通知を受けたときは、<u>別紙に定める</u>書類その他甲が<u>別に定める</u>書類等を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。 第8項 ～ 第9項 （略） 第15条 ～ 第19条 （略） （取得財産の管理等） 第20条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（<u>以下「取得財産」という。</u>）の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって乙に帰属するものとする。 第2項 ～ 第7項 （略） 8 乙は、委託業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物（以下「副生物」という。）の発生<u>等</u>が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。 9 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分<u>等</u>の方法について、乙に指示をするものとする。 10 乙は、前項の規定により副生物<u>の</u>処分<u>等</u>をした場合は、速やかに甲に報告しなければならない。	第12条 ～ 第13条 （略） （検査及び報告の徴収） 第14条 第1項 ～ 第6項 （略） 7 乙は、前項の通知を受けたときは、<u>業務委託契約約款別表（大学・国立研究開発法人等用）に掲げる</u>書類その他甲が<u>あらかじめ指定する</u>書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。 第8項 ～ 第9項 （略） 第15条 ～ 第19条 （略） （取得財産の管理等） 第20条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（<u>建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。</u>）の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって乙に帰属するものとする。 第2項 ～ 第7項 （略） 8 乙は、委託業務の遂行上、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品等の有価物（以下「副生物」という。）の発生が見込まれる場合は、速やかに甲に申出なければならない。 9 甲は、前項の申出を受けたときは、その副生物の処分の方法について、乙に指示をするものとする。 10 乙は、前項の規定により副生物<u>を</u>処分した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
第 2 0 条の 2 ～ 第 3 0 条 （略） （知的財産権の帰属） 第 3 1 条 第 1 項 ～ 第 4 項 （略） 5 乙は、第 1 項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第 3 項及び第 4 項、第 3 1 条の 3、第 3 1 条の 4、第 3 1 条の 5、第 3 1 条の 6、第 3 2 条、<u>第 3 2 条の 2</u>、第 3 3 条並びに第 3 4 条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。 第 6 項 （略） 第 3 1 条の 2 ～ 第 3 2 条 （略） （経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開） 第 3 2 条の 2 第 1 項 ～ 第 2 項 （略） 3 乙は、乙の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第 6 6 条第 1 項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び<u>経済安全保障推進法</u>第 6 7 条第 1 項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、甲に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、<u>経済安全保障推進法</u>第 6 6 条第 1 項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 4 乙は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明	第 2 0 条の 2 ～ 第 3 0 条 （略） （知的財産権の帰属） 第 3 1 条 第 1 項 ～ 第 4 項 （略） 5 乙は、第 1 項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第 3 項及び第 4 項、第 3 1 条の 3、第 3 1 条の 4、第 3 1 条の 5、第 3 1 条の 6、第 3 2 条、第 3 3 条並びに第 3 4 条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。 第 6 項 （略） 第 3 1 条の 2 ～ 第 3 2 条 （略） （経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開） 第 3 2 条の 2 第 1 項 ～ 第 2 項 （略） 3 乙は、乙の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第 6 6 条第 1 項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び<u>同法</u>第 6 7 条第 1 項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、甲に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、<u>同法</u>第 6 6 条第 1 項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 4 乙は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
に係る詳細な技術情報を甲に提示しないこととする。ただし、当該発明が、<u>経済安全保障推進法</u>第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 5 第2項から第4項までの規定にかかわらず、甲が委託業務の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、<u>経済安全保障推進法第74条第1項に基づき開示が禁止されているものを除き</u>、乙は、甲が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を甲に提示するものとする。 （出願後の状況通知） 第33条 乙は、<u>第32条の規定に基づき産業財産権出願通知書を甲に提出した場合は、特許出願については発明が出願公開（PCT国際公開を含む。）された後遅滞なく、特許権以外の産業財産権の出願又は申請については産業財産権出願通知書の提出後速やかに、出願又は申請番号、出願又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人又は申請人名及び発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書1通を甲に提出するものとする。また、委託業務に係る産業財産権の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書1通を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</u> 第2項 ～ 第4項 （略） 第34条 ～ 第42条 （略）	に係る詳細な技術情報を甲に提示しないこととする。ただし、当該発明が、<u>同法</u>第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。 5 第2項から第4項までの規定にかかわらず、甲が委託業務の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、乙は、甲が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を甲に提示するものとする。 （出願後の状況通知） 第33条 乙は、委託業務に係る産業財産権の設定登録又は品種登録が行われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める産業財産権等出願後状況通知書1通を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。 第2項 ～ 第4項 （略） 第34条 ～ 第42条 （略）

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
（外国法人の特例） 第43条 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、<u>本条</u>に規定するところによる。 <u>2</u> 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。 <u>3</u> 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。 <u>4</u> 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。 <u>5</u> 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。 <u>6</u> 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。 <u>7</u> 第31条第1項中「乙に帰属するものとする」とあるのは「原則甲乙の共有とし、甲の持分は、甲及び乙の持分の50%以上とする（以下甲乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。）」とする。 <u>8</u> 前項の場合、第31条第3項第一号、二号、三号及び四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第33条並びに第34条の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。 <u>9</u> 委託期間中及び委託期間終了後の共有知的財産権の出願、登録及び維持に係る費用（以下「出願等費用」という。）は、乙が甲の持分に係る出願等費用も負担するものとする。ただし、乙が持分の全部を放棄した場合は、この限りでない。 <u>10</u> 委託期間中であって、甲が承認した場合は、出願に係る費用を委託業務の実	（外国法人の特例） 第43条 乙が外国法人であるときは、本契約の効力又は手続について、<u>次</u>に規定するところによる。 <u>一</u> 本契約の成立、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。 <u>二</u> 本契約に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。 <u>三</u> 相互の意見の疎通を図るため、乙は本契約で定める文書、書類、報告書等のうち甲が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本契約に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、乙の負担で講ずるものとする。 <u>四</u> 乙は、日本国内に本契約で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。 <u>（新設）</u>

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<u>施に要した経費として計上することができる。</u> <u>1 1 乙が第三者に対して共有知的財産権の利用許諾をする場合は、甲が別に定める共有知的財産権利用許諾申請書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。</u> <u>1 2 甲は、共有知的財産権について、第三者に対して任意に利用許諾をすることができるものとし、乙はあらかじめこれに同意するものとする。</u> <u>1 3 甲は共有知的財産権の自己持分を放棄する場合は、その旨を乙に通知するものとする。</u> <u>1 4 甲、乙、又は甲乙共同して、第三者に対して共有知的財産権の利用許諾を行う場合は（以下当該第三者を「利用許諾先」という。）、あらかじめ利用許諾先との間で次に掲げる事項を合意しなければならない。</u> <u>一 甲又は乙は、共有知的財産権の自己持分を利用許諾先の承認を得ることなく、放棄できること（ただし、甲又は乙が利用許諾先に対して1年以下の知的財産権維持義務を負う場合を除く。）。</u> <u>二 利用許諾先が共有知的財産権を自ら実施したことにより生じた一切の責任や損害賠償から甲及び乙が免責されること。</u> <u>三 利用許諾先の合併、会社分割等の組織再編、事業譲渡、株式譲渡等により、経営環境又は経営体制に著しい変化が生じた場合に利用許諾契約を解約できること。</u> 第44条 ～ 第50条 （略） （存続条項） 第51条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第36条、第37条若しくは第38条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。	第44条 ～ 第50条 （略） （存続条項） 第51条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第36条、第37条若しくは第38条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。 第6条第3項、第13条第1項、第14条第9項、<u>第22条第5項</u>、第24条第1項及び<u>第4項並びに</u>第29条第3項から第6項まで 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 <u>第2条第2項から第4項まで</u>、第3条、<u>第4条第3項から第5項まで</u>、<u>第5条</u>、<u>第8条</u>、<u>第11条第7項</u>、<u>第14条第1項から第8項まで</u>、<u>第15条から</u>第19条<u>まで</u>、第20条第2項から第10項まで、第21条、<u>第24条第3項</u>、<u>第5項</u>、<u>第6項及び第8項</u>、第25条、第26条、第27条第1項、<u>第3項</u>及び第4項、<u>第28条の2</u>、<u>第28条の3</u>、第28条の4、<u>第29条第1項及び第2項</u>、第31条から第3<u>6</u>条まで、<u>第39条</u>、第40条、第41条から第44条まで、第46条<u>から</u>第48条<u>まで</u>、第48条の2第1項から第6項まで、<u>第49条</u>並びに第50条第1項第三号 三～四 （略） 第52条 ～ 第54条 （略） 特記事項 （略） 附 則 1. この標準契約書は、平成27年3月18日から施行し、平成27年度事業から適用する。 2. この標準約款は、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校並びに国立研究開発法人及び独立行政法人に適用する。 （中略） 附 則 1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から	一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。 第6条第3項、第13条第1項、第14条第9項、第24条第1項及び第29条第3項から第6項まで 二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。 第3条、第19条、第20条第2項から第10項まで、第21条、第25条、第26条、第27条第1項及び第4項、第28条の4、第31条から第3<u>4</u>条まで、第40条、第41条から第44条まで、第46条、<u>第48条</u>、第48条の2第1項から第6項まで並びに第50条第1項第三号 三～四 （略） 第52条 ～ 第54条 （略） 特記事項 （略） 附 則 1. この標準契約書は、平成27年3月18日から施行し、平成27年度事業から適用する。 2. この標準約款は、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校並びに国立研究開発法人及び独立行政法人に適用する。 （中略） 附 則 1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
適用する。 2. ただし、改正後の約款第23条第1項第一号、第30条第8項、第31条の3第3項、第31条の4第2項、第51条第1項第二号及び第53条の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から、また、第32条の2第1項の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）において、経済安全保障推進法の附則に基づき、政令で定める特許出願の非公開（第66条から第85条まで）の施行日から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>1. この標準契約書は、2025年4月1日から施行し適用する。</u> <u>2. ただし、改正後の約款第2条及び第20条の規定は、2025年度事業から適用する。また、改正後の約款第31条第5項及び第43条の規定は、2025年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u> （2）様式 （略） （3）<u>別紙</u> <u>別紙1－1－1 経費発生調書（大学用）</u> <u>別紙1－1－2 経費発生調書（国立研究開発法人等用）</u> 別紙1－2 ～ 別紙6 （略） <u>別紙7 NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）</u> <u>別紙8 委託業務従事日誌</u> 別紙9 （略） <u>別紙10 NEDO労務費単価一覧表（エフォート専従者用）</u>	適用する。 2. ただし、改正後の約款第23条第1項第一号、第30条第8項、第31条の3第3項、第31条の4第2項、第51条第1項第二号及び第53条の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から、また、第32条の2第1項の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）において、経済安全保障推進法の附則に基づき、政令で定める特許出願の非公開（第66条から第85条まで）の施行日から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。 <u>（新設）</u> （2）様式 （略） （3）<u>業務委託契約約款別表（大学・国立研究開発法人等用）</u> <u>別紙1－1－1 経費発生調書（大学用）</u> <u>別紙1－1－2 経費発生調書（国立研究開発法人等用）</u> 別紙1－2 ～ 別紙6 （略） <u>別紙7 NEDO労務費単価一覧表（時間単価用）</u> <u>別紙8 委託業務従事日誌</u> 別紙9 （略） <u>別紙10 NEDO労務費単価一覧表（エフォート専従者用）</u>

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
別紙 1 1 ～ 別紙 1 2－1 （略） <u>別紙 1 2－2 エフォート証明書</u> 別紙 1 3 ～ 別紙 1 9 （略） （４）業務委託費積算基準 業務委託費積算基準（大学用） 第 1 （略） 表	別紙 1 1 ～ 別紙 1 2－1 （略） <u>別紙 1 2－2 エフォート証明書</u> 別紙 1 3 ～ 別紙 1 9 （略） （４）業務委託費積算基準 業務委託費積算基準（大学用） 第 1 （略） 表

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
Ⅰ. 直接経費	1. 物品費	(略)	(略)
	2. 人件費・謝金	(略)	(略)
	3. 旅費	(略)	(略)
	4. その他	(外注費) ①委託業務の実施に直接必要な装置の製作、データの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費 (以下略)	(略)
Ⅱ. 間接経費		上記経費を除く委託業務の実施に伴う乙の管理等に必要な経費	1 間接経費の算定は、直接経費総額（Ⅰ）に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。 2 間接経費率は、原則、30％とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、2021年度以前に締結した契約については、3のとおりとする。 3 間接経費率は、原則15％とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。 なお、委託業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前記の間接経費率に15％加算することができる。
Ⅲ. 再委託費・共同実施費		再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施するのに要した経費。	1 当該経費の算定に当たっては、再委託先及び共同実施先となる機関に応じて、甲の積算基準に準じて行うこと。 2 再委託先及び共同実施先が、日本国の国公立研究機関及び国立研究開発法人等並びに大学等又はこれに準ずる機関の場合、当該機関の受託研究に関する規則等により算定することができる。ただし、項目は1）に従うこと。 3 再委託及び共同実施の額は、原則として乙との契約金額の50％未満とすること。

第2 (略)

第3 (略)

業務委託費積算基準（国立研究開発法人等用）（略）

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）

項 目			(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容	
Ⅰ. 直接経費	1. 物品費	(略)	(略)
	2. 人件費・謝金	(略)	(略)
	3. 旅費	(略)	(略)
	4. その他	(外注費) ①委託業務の実施に直接必要な装置の製作、データの分析及びソフトウェア、設計等の 請負 外注に係る経費 (以下略)	(略)
Ⅱ. 間接経費		上記経費を除く委託業務の実施に伴う乙の管理等に必要な経費	1 ） 間接経費の算定は、直接経費総額（Ⅰ）に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。 2 ） 間接経費率は、原則、30％とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、2021年度以前に締結した契約については、3のとおりとする。 3 ） 間接経費率は、原則15％とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。 なお、委託業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前記の間接経費率に15％加算することができる。
Ⅲ. 再委託費・共同実施費		再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又は共同実施するのに要した経費。	1 ） 当該経費の算定に当たっては、再委託先及び共同実施先となる機関に応じて、甲の積算基準に準じて行うこと。 2 ） 再委託先及び共同実施先が、日本国の国公立研究機関及び国立研究開発法人等並びに大学等又はこれに準ずる機関の場合、当該機関の受託研究に関する規則等により算定することができる。ただし、項目は1）に従うこと。 3 ） 再委託及び共同実施の額は、原則として乙との契約金額の50％未満とすること。

第2 (略)

第3 (略)

業務委託費積算基準（国立研究開発法人等用）（略）

